

「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度及び
(仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して
暮らせる社会づくり条例」(素案)
市民意見募集実施結果

2023年1月
町田市市民部市民協働推進課
男女平等推進センター

「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度及び(仮称)町田市性の多様性を尊重し
誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」(素案)に関する
市民意見募集実施概要

2022年11月に公表した、「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度及び(仮称)町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」について、市民の皆さまのご意見を募集しました。

1 意見の募集期間

2022年11月1日（火）から2022年11月30日（水）まで

2 意見の募集方法

(1) 以下の施設での資料閲覧・配布

- ◆男女平等推進センター（町田市民フォーラム3階）
- ◆市政情報課（市庁舎1階）
- ◆広聴課（市庁舎1階）
- ◆各市民センター
- ◆各連絡所
- ◆生涯学習センター（町田センタービル6階）
- ◆各市立図書館
- ◆町田市民文学館ことばらんど

(2) 市ホームページに市民意見募集実施概要を掲載

(3) 「広報まちだ（11月1日号）」に市民意見募集実施概要を掲載

3 寄せられたご意見の件数・内訳

電子メール、ファックス、郵送等を通じて、74人の方から、148件のご意見をいただきました。

ご意見の項目別の内訳は以下のとおりです。（おひとりから複数の趣旨のご意見をいたいた場合は、主旨ごとに分割して集計しています。）

<項目別ご意見件数>

ご意見の対象（項目）		意見 No. (掲載ページ)	件数
制度	1 制度導入の背景	No. 1～4 (P. 6～7)	4 件
	2 制度導入の趣旨	No. 5～32 (P. 7～15)	28 件
	3 制度の概要	No. 33～43 (P. 15～17)	11 件
	4 宣誓をできる方	No. 44～49 (P. 17～19)	6 件
	5 必要書類	No. 50 (P. 20)	1 件
	6 手続きの流れ	No. 51～52 (P. 21)	2 件
	7 交付する証明書類	—	—
	8 宣誓証明書の返還	No. 53 (P. 21)	1 件
	9 周知・活用・自治体間連携	No. 54～63 (P. 21～23)	10 件
	10 制度検討にかかる参考資料	—	—
条例	1 条例制定の趣旨	No. 64～81 (P. 23～29)	18 件
	2 条例の名称及び条文	No. 82～108 (P. 29～36)	27 件
	その他	No. 109～148 (P. 36～44)	40 件

※本紙と「(仮称)町田市パートナーシップ宣誓制度及び(仮称)町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」(素案)は、市ホームページでご覧いただけます。

トップページ>暮らし>コミュニティ>男女平等・性の多様性>性の多様性
>「(仮称)町田市パートナーシップ宣誓制度及び(仮称)町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」(素案)市民意見募集実施結果について

[https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/tayousei/
PSseido_jorei_ikenboshukekka.html](https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/tayousei/PSseido_jorei_ikenboshukekka.html)

【参考】「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度及び (仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」(素案) の構成・内容

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度 (素案)

- 1 制度導入の背景
- 2 制度導入の趣旨
- 3 制度の概要
- 4 宣誓することができる方
- 5 必要書類
- 6 手続きの流れ
- 7 交付する証明書類
- 8 宣誓証明書の返還
- 9 周知・活用・自治体間連携
- 10 制度検討にかかる参考資料

II (仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例 (素案)

- 1 条例制定の趣旨
- 2 条例の名称及び条文

III その他

<ご意見の概要と市の考え方>

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）

1 制度導入の背景

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	多様化する現代社会に対応した制度だと感じました。また、実際の手続きに関するも、悪用等されないよう適切な項目が設定されており、先進的な取り組みだと感じました。	本制度の導入に当たっては、市は、当事者等へのヒアリングや本市民意見募集によりいただいたご意見を踏まえ、制度を策定いたします。 市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
2	町田市として「パートナーシップ宣誓制度」（仮称）導入を位置づけたとのこと、大変良いことだと思います。今まで 「LGBT」電話相談の解説や性の多様性に関する講演会の開催、図書の貸出などの取組を行ってきたとのことですが、性的マイノリティの方々は自ら人に打ち明けたり相談することができないから苦しんできたのではないかでしょうか？だからもっと自然に施設を利用したり、普段の生活の中にとけ込める環境づくりを進めるという事が必要なではないでしょうか？	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、市民の皆様、事業者等の協力を得るとともに、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
3	未来を担う子供たちの健全育成、福祉を考えたら、この制度の導入には反対致します。まず、性自認と性的指向とは区別していく必要があると思います。当事者が直面している具体的な課題は制度の導入によって解決されることでしょうか。各々に冷静に分析して必要な対応・支援をしていくことが、仕組みを作っていくことが大切だと考えます。見た目や声での性のあり方を決めつけない。性別を限定する表現を避ける。などなどがありますが、思いやりの心を持って接することが大切。権利侵害の禁止などが盛り込まれていますが、悪用されて女性や女児が性犯罪にまきこまれるのではないかと、非常に危惧いたします。子供たちへの行きすぎた「性の多様性」教	社会における性の多様性への理解は進んでいる一方、性的マイノリティの方々はパートナーシップ関係に係る生活上の困りごとがあるとの声をうかがっています。市は、制度導入により、これらの困りごとの軽減につながると考えています。

	育の影響も不安で非常に心配になります。	
4	制度主旨素案の1ページ下部の「性別を限定する表現は避ける」は積極的（意識しての）表現はNGですが消極的（無意識のうちに）表現で微妙なものが大多数と思います。ガイドラインがあるのかも知れませんがどこ迄の表現が許容されるのか判定が難しいのではと思います。	市は、本条例及び本制度を通じて、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。 差別や偏見は無意識に行われることが多いため、表現の事例を紹介するなどして、まずは差別や偏見の存在を認識していただくことが大切だと考えています。

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）

2 制度導入の趣旨

No.	ご意見の概要	市の考え方
5	この制度があたりまえとなり、本当に差別のない社会を作っていただきたいと思います。	ご指摘の内容は大切な視点だと考えています。 市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
6	町田市がパートナーシップ制度を導入することに賛同します。以前に比べセクシュアルマイノリティの方の社会的認知度は上がったかと思いますが、それでもまだ多くの方はセクシュアルマイノリティの方がどのような方たちなのか、どのような困難を抱えているのか知らない方が多いと思いますので、制度を導入することにより多くの人がこの問題に目を向けるきっかけになると思います。	制度運用開始以降も、制度の周知や、性の多様性に関する理解促進に向けた啓発等に取り組んでまいります。
7	確かにこの制度導入によって具体的な当事者の困りごとを解決することには直結しないこともあるかもしれません。しかしながら、市がこの制度を導入することにより、この町田市に（地域社会に）存在してよいのだというメタメッセージを当事者の方に伝えることができると思います。存在が認められないことはとてもつらいことだと思います。「私はあなたの味方である」というメッセージを発信している市に暮らすこ	

	とは当事者の安全安心な暮らしの保障につながると思います。また、マイノリティに寛容な市であるということはその他のマイノリティの方にもプラスのメタメッセージを伝える効果があると思います。	
8	とても良い事だと思います。人は皆等しく生まれて来、その人権を大切に生きていくべきですから。残念なことにLGBTさえ理解されていない方が多いので一般市民への広報活動が大切だと思います。	
9	反対の意見もあるかと存じますが、制度を導入して救われる人たちは増えても、この制度に関係のない市民が不幸になったり、生活が一変したりするようなことはありません。どうかこの制度が形だけで終わらず、実りある制度となりますようご期待申し上げます。	
10	パートナーシップ制度に対して賛成です。様々な考えが受け入れられる社会、性の多様性に対する理解を広めるきっかけとしても制度は導入されるべきだと思います。導入されてから、様々な問題や申請をした人々たちの相談にしっかり対応できるような環境を作ってほしいです。	
11	全体に対しての感想です。町田市にパートナーシップ宣誓制度が導入されることはとてもうれしいことです。すべて人の幸せのかたちが実現できる、保障されることは国が変わらなければと思いますが、今のところその動きは遅いと思います。直接市民の生活を間近で感じている自治体が率先して、取り組もうとしている姿勢に賛同します。個人的には他市が実現しているファミリーシップ制度の導入までいってほしかったのですが、まずはパートナーシップ宣誓制度が実現することを願っています。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
12	町田市でこの制度が確立されたら、とても誇らしく思います。自分が自分らしくある権利、当然の権利です！みんなが暮らしや	

	すい町田を是非、実現して欲しい。いまを生きる大人たち、これからの中の子供達の多様性、暮らし方の可能性、視野も広がることを期待しています。	
1 3	私のまわりや身近な所で LGBT の方を見かける事はないのですが、子どもたちからは、成人式に行ったら性別が変わってたという話を聞いた事がありました。テレビの中のタレントさんなどはよく見かけます。私は、今の時代、それを自由に表現する事ができるようになったのは良かったと思います。自分たちが子どもだった頃にもいたと思うのですが、絶対に知られないように生活していたのだと思います。ただ、いくら以前より自由に表現できるようになったとはいって、まだまだ世の中に受け入れてもらえるようなるのは難しい事がたくさんあると思います。この条例、宣誓制度が作られる事で、少しでも多くの方に理解してもらい、暮らしやすいと思ってもらえるようになるならいい事だと思います。それでも世の中には、まったく理解できない、理解しようとしない、からかいの対象にしか思わない人がいる事もたしかです。それでもこれを制定する事で力になれる事を希望します。そっとしておけばいいじゃないかという人もいますが、例にもあったような、病気になって入院しても、大切なパートナーのようすすら聞けないというような事が他にもあるのだと思います。そんな事のないよう相手が誰であれ、自分は自分、相手は相手、その人は変わらないで制度をきちんと作ってあげてほしいと思います。	社会における性の多様性への理解は進んでいる一方、当事者からは性自認及び性的指向に関する生きづらさがあるとの声をうかがっています。市は、本条例及び本制度を通じて、こうした生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。
1 4	町田市パートナーシップ宣誓制度を導入することで性的マイノリティが一部の特殊な人たちではないという事、性の多様性について理解を拡げ深める事により、その人らしくより良く生きていける社会に近づくと考えます。少しずつ幼児・学校教育においても、性による区別をしない（君とさん、	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。

	青と赤、制服のスカートとパンツ選択等)取り組みが進んでいると思いますが今後も更に個人の選択や既成概念にとらわれない発想での取り組みがとても大事だと思います。	
1 5	「町田市パートナーシップ宣誓制度」は、同性カップルの方々を思うと一日でも早く実現して欲しいと思いました。他人から認められていない、疎外されているように感じてしまっている人を救うことができると思います。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。
1 6	私は高校生の頃、レズビアンである友人がいました。彼女は「同性婚がしたい。」とも、「差別がなくなってほしい。」とも言わずただ「そつとしておいてほしい。」とよく言っていました。訴えたところで何も変わることはないと悟った人の目をしていました。しかしレズビアンであること、それゆえの生きづらさを話してくれた彼女は私に助けを求めているような気がしました。諦めていると口にする性的マイノリティの方は、少なくないと思います。彼らは何より注目を集めることが嫌いです。そしてパートナーシップ宣誓制度等の情報を自ら得ようとしていません。まずは制度ができる事を知ってもらうために宣伝が必要です。目立ちたくないと思う方々を考慮するとなるとインターネットを中心に情報を発信するべきだと思います。自ら情報を探そうとしない諦めを覚えてしまった方の目にもインターネットからなら届くかもしれません。同性同士での恋愛をしている方々が前向きに生きられるきっかけとなつてもらいたいです。恋愛において両思いは奇跡に近いと私は思います。だとすると同性間で生まれた愛によって、パートナーになりたいと思うきもちがどれほど尊いものであるかは言うまでもありません。私はその思いを守らなければならぬと強く思います。	制度運用開始以降も、制度の周知や、性の多様性に関する理解促進に向けた啓発等に取り組んでまいります。
1 7	近年は10人に1人はLGBTQと言われるタ	市は「一人ひとりがその人らしく生きる

	<p>イミングでこういったパートナーシップ制度を施行することは、性的マイノリティの方の選択の視野を広げることができるとても良い試みであると思います。このパートナーシップ制度といった觸れづらい性認識について、異性愛者にも周知されるとLGBTQなど性的マイノリティの方も今より少しづつ自然体でいられる社会ができるのではないでしょうか。こういった性的のみならず、様々なジャンルのマイノリティの方々への差別ではなくある程度の区別、選択が増えることで人間の多様性を守って頂けると、互いに理解のあるとても良い市、社会へなるのではないでしょうか。近年では、異性愛者の事実婚など異性同士においても様々なパートナー様式があるので、私はこのパートナーシップ宣誓制度に大きく賛成したいです。</p>	<p>まちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。</p>
18	<p>私は、パートナーシップ宣誓制度には反対いたします。理由は、当事者の方々への調査で、困りごとなどを訴えている方が少なく、実際にパートナーシップ制度が利用されている割合が少ないと聞いているからです。おそらく現行の制度で賄えるようになっているからだと思います。現状、町田市内で困っている方が多くいるのでしょうか？ご本人たちは、静かにしていてほしいと考えている方が多いと聞いたことがあります。メディアは、推進派の意見を一方的に流していて、そう考えない人はLGBTに対して、差別しているとか、人権を無視しているとか言いますが、何か変だと感じます。私の友人にイスラム教徒の方がいます。イスラム教で同性愛は罪になるそうです。今、行政がパートナーシップを導入され、市民の考え方をそちらの方に変えようとすると、この友人にとっては、信仰の自由というか、個人の信条の自由を侵害しかねないのではないかという疑問も感じます。</p>	<p>社会における性の多様性への理解は進んでいる一方、性的マイノリティの方々はパートナーシップ関係に係る生活上の困りごとがあるとの声をうかがっています。本制度を通じて、性的マイノリティの方々の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。なお、本制度はカミングアウトを強制するものではなく、お二人の意思に基づいて宣誓、届出を行っていただくものです。</p>

1 9	困り事解消について、の説明を市民が納得いくように調査をお願いします。	本制度の導入に当たっては、市は、当事者等へのヒアリングを行い、「自分たちの存在を認めてほしい」、「自分たちの関係性を説明したり、理解を得られたりするようなものがほしい」、「婚姻関係にある人と同様のサービスが利用できるようにしてほしい」など、性的マイノリティの方々はパートナーシップ関係に係る生活上の困りごとがあるとの声をうかがっています。市は、制度導入により、これらの困りごとの軽減につながると考えています。
2 0	何故そんなに早く急で制度を導入するのか疑問に思います。東京都の決定や周りの自治体が導入しているからでしょうか？当事者の方々からの意見を聞いたそうですが、当事者の困りごとは制度をわざわざ新しく導入せずとも解決可能な内容と思うのですが。私達にももっと詳しく事情が伝わっていないし、制度導入に対しては反対いたします。	本制度の導入にあたっては、2021年4月～5月に実施した「町田市男女平等参画に関するアンケート調査」にて、性的マイノリティの調査を実施するとともに、パブリックコメントを経て、2022年6月に、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に導入を位置づけたところです。さらに、学識経験者等を委員とする男女平等参画協議会、庁内の会議や当事者等へのヒアリングを経て検討を進めてまいりました。
2 1	私は制度導入に対しては反対です。決してLGBTの方々に対して差別するつもりはありません。しかし色々と調べてみると他の自治体で制度の導入をしても利用している方もさほど多くないと聞いています。ですから制度の導入を急ぐのではなくもっと町田市に調査をしてみてからでも遅くないでしょう。当事者の一人一人の困りごとに目を向けることが本当の解決になると思います。	当事者等へのヒアリングでは、性的マイノリティの方々はパートナーシップ関係に係る生活上の困りごとがあるとの声をうかがっています。市は、制度導入により、これらの困りごとの軽減につながると考えています。 本制度を通じて、性的マイノリティの方々の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。
2 2	「当事者の困りごとの解決」に着眼すべきだと思います。そうしてみると実際にはよく言われる住宅の問題や医療関係の問題も現在は相当クリアできているということを聞くことができます。であるとすれば「多様性の尊重」という名を利用した別の意図が隠されている可能性もあります。他自治体の動向を気にし、左右されるのではなく、本質的な問題解決を求めます。	また、市は、パートナーシップ宣誓制度を導入することで性の多様性に関するすべての問題が解決するとは考えておりません。 本制度だけでなく、条例を制定することで、課題の解決に向けた取り組みが進む
2 3	絶対に反対です。町田市できちんと調査を	

	<p>したのでしょうか？LGBT 当事者一人ひとりの抱えている困りごともかなりクリアされてきていると聞きます。差別するつもりはありませんが、あまりにも早い導入という気がします。</p>	<p>ものと考えています。</p>
2 4	<p>議会中継を観ました。行政側の答弁では議員が何を訪ねても多様性の言葉のもと、社会的理解の促進でしか答えていなかったと思います。制度導入の根拠は当事者の困りごと解消かと思いますが、何度観ても答弁はありませんでした。町田市にはたくさんの賛成の意見が寄せられたのですか？ぜひとも反対の意見にも冷静にも耳を傾け、課題解決には何が必要かをしっかりと把握した上で市政に反映させてください。早期導入に反対です。</p>	
2 5	<p>反対です。石阪市長にはもっと考えてもらいたい。世の中の流行でもってこの制度を導入しないでほしい。もっとやるべきことがあると思う。当事者の問題は担当解決できるように法整備や周りの人々も理解をしてきているからです。わざわざ制度を導入しなくともよいでしょう。仮にするのであればもっと議論をしてからにしてください。</p>	
2 6	<p>「当事者の困りごとの解決」に着眼すべきだと思います。だとしたらよく言われる住宅の問題も医療関係の問題も現在は相当クリアできていると聞きます。だとしたら別の意図が働いている気がするので、多様性を町田市が言うのであれば反対する私どもの意見もしっかりと聞いてくださいね。</p>	
2 7	<p>反対です。議会中継を観ました。職員の答弁では、確かに議員が何を尋ねても多様性の言葉を何度も言い、社会的理解の促進でしか答弁してませんでしたね。制度導入の要諦である LGBT 当事者の困りごと解消についてはほとんど答弁してませんでした。ですから、早急な導入には反対です。もっと練り直してください。</p>	

28	東京都のアンケート調査を見ました。医療や住宅分野以外では、当事者の困りごととして明らかになったもので多かったのが「親の無理解」、「友人の無理解」、「差別・いじめ」、「相談相手の不在」とありました。結局、当事者にとって深刻なのは身近な人の無理解ではないですか？しかし、これらの問題はパートナーシップ制度で解決できる問題では無いですよね。導入に対して、反対の立場での意見です。
29	なぜ、少数しかおられないLGBTの方々に 対して、早急に制度を導入しないといけないのでしょうか。市の職員は推進する人たちの意見のみを受け入れておられるのでしょうか。差別するつもりは毛頭ありませんが、あまりにも早い導入の動きに何らかの政治的なものを感じています。
30	なぜ、それほどまでに制度導入を急ぐのでしょうか？東京都が推進しているからですか？やめてください。本当に当事者の困りごとを解決するというより、別の人たちが政治的な意図で進めているように思われます。多様性を尊重するならば、反対する人たちの声も聞いてください。
31	町田市で税金を使ってやる以上、どれだけの方が利用されるのかと考えた際に、ほとんどの方が利用しないと考えられます。なので、反対です。
32	パートナーシップ宣誓制度を取り入れる事に反対します。身体的精神的苦痛を抱いてきた方々を見守っていくことは大事な事だと思います。しかし制度として取り入れる事でその方達の人権尊重が優位になり兼ねなく自由には責任が伴いますが本来の子孫繁栄が絶たれ少子化問題を懸念しています。生まれつき苦痛を感じて来られた方ばかりではなく自己中心から来る興味などで主張する悪質な人もいると思います。そのような人が増えると社会が乱れ本来の人間性を失う事にもなるように思います。認め

	る事のリスクとデメリットのほうが問題が大きいと思います。	
--	------------------------------	--

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）

3 制度の概要

No.	ご意見の概要	市の考え方
3 3	同性カップルを自治体が認証しなければならない意味は、なんですか？この制度の必要性が理解できない。同性がいいなら、それは個人の自由であり、否定するものではありませんが、それに対して行政が制度化する意味がわからない。多様性などの言葉で、あたかも必要性を訴えていますが、誰が、どのような点で困っているのか？明確にして欲しい。お隣がしているから、我が市も、なんて軽々しく制度化して欲しくありません。	社会における性の多様性への理解は進んでいる一方、性的マイノリティの方々はパートナーシップ関係に係る生活上の困りごとがあるとの声をうかがっています。本制度の導入に当たっては、市は、当事者等へのヒアリングを行い、「自分たちの存在を認めてほしい」、「自分たちの関係性を説明したり、理解を得られたりするようなものがほしい」、「婚姻関係にある人と同様のサービスが利用できるようにしてほしい」などの声をうかがっています。市は、制度導入により、これらの困りごとの軽減につながると考えています。 また、本制度を通じて、性的マイノリティの方々の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。
3 4	人間の性の尊厳性が失われ、個人の志向の枠を超えて、生命の誕生も減少していくことが加速していくと思いますので、反対です。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3 5	生理学的見地から見て、生殖行為は繁殖行動であると言えます。つまり、子供から見る時、一夫多妻であろうと他夫一妻であろうと、子供にとっての父は一人であり母も一人です。家庭は夫婦という視点だけでなく、自身の親と夫婦、子供という三代が基本となりますので、パートナーは一対の男女に限るというのが基本と考えます。一対であるからこそ、そこにお互いを練磨し合う関係が生まれるのであり、また、逆に、一対の関係の中でこそ解決すべきが基本で	

	はないでしょうか。もし、男女一対以外の関係を望むカップルがいて、現行法で支障がある事が起った場合には、特例条項として検討すれば良いことと思います。	
3 6	パートナーシップ宣誓制度に対し反対です。個別に対応すべき事があったとしても制度として取り込むべきものではないと思います。人間が男性女性と存在している現実を無視されているように感じます。	
3 7	パートナーシップ制度と煽り立てているように感じます。行政はもっときちんと調査をして導入を検討していただきたいと思います。知人にそういう方がいますが騒がずそつとしておいて欲しい。それが願いです。こう言う声もある事を考えて頂きたいです。	本制度はカミングアウトを強制するものではなく、お二人の意思に基づいて宣誓、届出を行っていただくものです。
3 8	反対の意見です。早期に導入しようとの考えを聞いていましたが、以前にも意見を募っていたかと思いましたが、再度このように意見を求めるのには理由があるのですよね？当事者の問題解決は現状の法律で解決可能ではないですか。それよりも家族であったり周囲の人々の理解の方が大きいと思うのですが。条例での制度導入は早いです。	制度及び条例案の内容に対してご意見をうかがうのは本市民意見募集が初めてです。 本条例を通じて、性的マイノリティの方々の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。
3 9	カップルである2人を想定した制度と受け止めましたが、子どもがいる場合の対応についての明記がないかと存じます。子どもの持ち方も、実子であったり里子であったり様々ですが、同性カップルも含めた様々な家族形態をフォローできる体制が見えるとさらに良い制度になると感じます。なお、他自治体では同性カップルの子育てに対し、定期的な訪問等によるチェックが入るという実態もあるようです。異性間の夫婦であればされないような、こうした過剰対応が町田市には起きないようお願い申し上げます。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
4 0	今はファミリーシップなどより広い範囲を受け入れた制度もあり、その点については	

	また議論するべきだと思いました。	
4 1	本条例が成立し、町田市で豊かに発展した状況になれば、パートナー間の子どもにも目を向けた「ファミリーシップ制度」へと発展的に移行することを望みます。	
4 2	同性の2人がパートナーシップを宣言することによる権利の確保されることは素晴らしい事ですが、義務は発生するのでしょうか。	本制度は、法的効果が発生するものではありません。
4 3	宣誓証明を取得した場合、自分から提示する必要が生じた場合はいいとして、先方から求められた場合は見せる義務があるのか、又提示した場合の相手方の個人情報守秘義務はどこ迄及ぶのか。	<p>証明を受けたことを要件とするサービスを、自ら希望して利用する際は提示する必要があると考えますが、一方的に提示する義務はありません。</p> <p>また、証明書にも、提示を受けたものに対して、制度の趣旨を踏まえた協力のお願い、証明書の情報について本人の許可なく第三者に公表してはならないことを記載する予定です。</p> <p>なお、本条例第8条にて、性自認又は性的指向を、本人の意に反して公にすることを禁止しています。</p>

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度 (素案)

4 宣誓することができる方

No.	ご意見の概要	市の考え方
4 4	以下の点についてはさらなる説明あるいは再考を求めます。対象者について、敢えて「戸籍上の性別が同一である2人の者」と表記していること。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
4 5	「④宣誓することができる方」要件①に「戸籍上の性別が同一である2人の者であること」とありますが、この場合、戸籍上の性別だけみたら異性のトランスジェンダーカップルは利用できないということを存じます。戸籍上の性別を要件に入れないと、トランスジェンダーの想定はなくなってしまうのではないかでしょうか。「①制度導入の背景　用語などの説明」にある「性の多様性を男女の二者択一ではなく	

	<p>…」とし、LGBTQ+を念頭にした制度としていると思いますが、この要件ですと制度の背景とズレが生じているように感じます。「戸籍上の性別が」の要件見直しを提案します。</p>
4 6	<p>町田市には十年ほど住んできた経験上、トランジジェンダー当事者としては生活しづらく息苦しい経験は多々ございました。戸籍上の異性と婚姻したトランジジェンダーであっても、さまざまな問題が解消されていないのが現状です。法的にこちらが正しく問題ないはずのことであっても、個々人の偏見によっては現場判断で突き返されてしまうような事態が起こるものです。そういった観点から申しますと、今回のパートナーシップ宣誓制度における条件である『互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍上の性別が同一である2人の者であること』というのは、保護すべき対象を限定的にしてしまうと考えられます。マイノリティの権利を守るためにには、その制度が出来るだけ多くの人を包括できるようになります。戸籍上の異性同士で、かつ婚姻している者であっても、『双方に配偶者（事実婚を含む。）がないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係ないこと。直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係ないこと。』の条件を満たせばパートナーシップ宣誓を行うことが出来る、とすべきではないだろうかと考えております。性的少数者同士のパートナーシップというものは同性間のみではありませんし、同性間のパートナーシップにもいろいろな形があります。そもそも憲法解釈にて、万人にパートナーシップが認められることそれ自体が大問題であり、最終的には全てのパートナーシップが婚姻制度と同様の扱いを受けられるようになるべきです。代替として一時的に</p>

	<p>活用する制度としてのパートナーシップ宣誓制度は、その理念を法に先取りし、当然に万人に開かれるべきであるべきと考えます。パートナーシップ宣誓制度自体が差別的取扱いにたいして法的な拘束力を持たないことを始め、まだまだ課題は山積していると思っております。今後、少しでも早く、性的少数者、女性、少数民族、外国籍の方を始め、全てのマイノリティの方に、多数派を占める人々と同等の権利が保障される日が来ることを願ってやみません。町田市に置かれましては、日本を代表する都市の一角として、その改革の先頭に立っていただきたく思っております。そこに住む一個人として、応援しております。</p>	
4 7	<p>(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度(素案)について、対象が「同性カップル」となっていますが、「同性」かどうかはどのように判断されるのでしょうか。例えば、身体も心も男性のAさんと身体は女性・心は男性のBさんは同性なのでしょうか。さらにXジェンダー等、男女以外の性別を自認している方についての取り扱いもこちらの素案では不明です。同性に限るということはXジェンダーをはじめとした多様な性別の方も全く同じ性を探し出さないといけないのでしょうか。それが市の望んでいる形とは到底思えません。以上の点から、「同性カップル」「双方が同性の2人」という旨の文言を削除し、単に「双方またはいずれか一方が性的マイノリティ」とすべきだと思います。もしできないのであれば、「同性カップルのみ」の関係性を認めることができるように「性の多様性の尊重」に繋がるのか、見解を注釈などで付け加えていただきたいです。</p>	日本国籍の場合は戸籍、外国籍の場合は在籍する国が発行する性別を証明できる書類にて確認します。
4 8	<p>宣誓の要件⑤(直系血族等の関係ないこと)はどのように確認するのか、当事者の自己申告に任せることを質問したいと思いました。</p>	必要書類に記載があるとおり、戸籍抄本を提出していただくことで確認することを想定しています。

4 9	<p>大学生です。制度を使う予定がある人間ではないですがパートナーシップ制度導入に賛成しています。同性しか使えない、という点で（仮称）町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）（①互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍上の性別が同一である2人の者であること。）視野が狭いように感じますが、教育委員会にも働きかけているということに、制度を有効なものにしていこうという姿勢を感じます。</p>	<p>制度運用開始以降も、制度の周知や、性的多様性に関する理解促進に向けた啓発等に取り組んでまいります。</p>
-----	--	--

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）

5 必要書類

No.	ご意見の概要	市の考え方
5 0	<p>(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）5 必要書類の中に、以下内容の誓約書を加えてもらうよう意見申し上げます。<本証明書（発行されるパートナーシップ宣誓証明書）を盾に一般市民の公序良俗を乱す行為や発言をしない>アメリカではLGBTであるということを理由に公序良俗を乱す行動をとり多くの一般市民が迷惑を被っている事例があります。例えば、女性を自認する男性が女性用トイレ、更衣室を利用したり、女性のスポーツ大会に出場したりすることです。トイレなど公共施設にLGBT専用設備の設置を要望するなどにより過度な経費支出を余儀なくされる可能性も考えられます。LGBTであるかどうかは客観的に判断することは難しく個人の自認によって認定されるところが大きいので、本来の目的外の意図で偽りの宣誓が為される可能性も十分にあります。多くの一般市民に迷惑がかかるこういった行為を未然に防止するために公序良俗を乱さないことを事前に約束いただくことは重要なと思われます。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）

6 手続きの流れ

No.	ご意見の概要	市の考え方
5 1	手続きの方法について、指定窓口に出向くことになっていますが、オンライン申請も選択肢としてあってよいと思います。まだまだセクシュアルマイノリティに差別や偏見がある中で、必ずしもパートナーシップ制度への登録を望むすべての人がオープンに申請できるわけではないのではないかと思います。必要なときにだけパートナーであることを証明したい人たちにとって公に窓口に出向くという行為がアウェイティングになる可能性はないでしょうか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、本制度はカミングアウトを強制するものではなく、お二人の意思に基づいて宣誓、届出を行っていただくものです。
5 2	「6 手続きの流れ」について、宣誓日当日に「宣誓者となる2人が」市の窓口へとありますが、2人揃う必要性は何か、疑問に感じました。婚姻届は夫婦のどちらか1人でも提出可能と認識しております。もし1人での手続きも可能としているのであれば申し訳ありませんが、素案を見る限り、2人を条件としているように読み取れました。	本制度は、2人の関係を宣誓したことを市が証明するものであるため、宣誓者となる2人に、市の窓口に来所していただくことを想定しています。

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）

8 宣誓証明書の返還

No.	ご意見の概要	市の考え方
5 3	パートナーのどちらか一方が死亡したとき、パートナーシップ宣誓証明書を返還するようですが、何故でしょうか。	宣誓要件を満たさなくなるため、返還していただくこととしています。

I (仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）

9 周知・活用・自治体間連携

No.	ご意見の概要	市の考え方
5 4	運用の具体例として市営住宅が書かれていますが現在はそれしかない、となるとメリットを感じにくいのではないか、と危惧します。	本制度の導入に当たっては、市は、当事者等へのヒアリングを行い、「自分が住んでいる自治体に制度があることで、安心して暮らせる」などのご意見をいただき

5 5	今回の町田市パートナーシップ宣誓制度について、賛成の立場で意見を送ります。素案を見る限り、町田市パートナーシップ宣誓制度を利用することでできる具体的なため、導入することで何が生まれるのかが周知されると良いなと思いました。	ています。 また、本制度の導入後、市民、事業者の理解が進み、活用できるサービスが増えることで、理解促進と活用の好循環が生まれると考えています。 本制度を通じて、性的マイノリティの方々の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。
5 6	パートナーシップ宣誓制度やそれに関する条例が制定されれば家族の概念が多様化し、またそれに付随するファミリーが住居を得られやすくなるのは大きな進歩で、都営住宅に入りやすくなるのをはじめ不動産に関わる企業も性の多様性に基づく住まいをクリエイトし、契約、保証も多角形になると推測され、元来の家族構成に基づいていた市場もより広範囲に発展が、見込まれます。これによる経済的効果も期待できます。権利の保障は経済発展もともないま	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。
5 7	結構な案だと思います。パートナーが亡くなつた時の遺産相続はどうなるのでしょうか。	本制度によって、相続等、法的効果が発生することはありません。
5 8	パートナーシップの方たちは相続等の権利は認められないのでしょうか。	
5 9	性別違和を感じるのは6歳ごろからだと言われているそうです。そのように考えると、そのような違和を覚える子どもたちが今後成長しどこで暮らしていくかを選択するときに、セクシュアルマイノリティに寛容な市であることが将来的に町田市が居住地として選択されるひとつの理由になると思います。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。
6 0	前向きで活発な取り組みを期待しております。都の制度との差別化を図りつつ頑張ってください。市の取組を応援しております。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
6 1	パートナーシップ宣誓制度に関して婚姻関	

	係にある人と同等または準じる形でサービスを受けることができることを想定していることは良いと感じた。今まででは、パートナーが異性間でなければ受けることができなかつたサービスや制度があったと思われる。少しでもその点に関して同性同士でも受けることができるサービスや制度が増えるのであればこの制度を実施する意味がある。私はパートナーシップ宣誓制度を導入することに賛同します。	
6 2	ファミリーシップ制度の導入は見送るということですが、本制度で宣誓したカップルに子どもや親がいる場合、その家族関係としてどのような位置づけになるとお考えでしょうか。その考えを記載するか、若しくはそれが難しいのであれば最初からファミリーシップ制度とするべきだと思います。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
6 3	同性カップルのためのパートナーシップ宣誓制度が反対される理由はまったくなく賛成です。また、そこに留まらず、今後、異性カップルの結婚と同等の権利や法的効力を持ったものを導入することや、同性カップルに限らず、異性カップルにも適応される、結婚はせずとも結婚したと同等の権利や法的効力を持つパートナーシップ制度の導入なども検討していただきたいです。	

II (仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例（素案）

1 条例制定の趣旨

No.	ご意見の概要	市の考え方
6 4	真の「婚姻の平等」は、同性婚の法制化によってのみ実現されると考えます。パートナーシップ制度を出発点として、すべての人に結婚する・しないの選択肢がある、多様性が尊重される社会をめざして、3年度、5年後にこの条例の拡充、ブラッシュアップをお願いしたいです。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。
6 5	LGBT当事者が少しでも偏見による不便や不合理な扱いを受けないよう、条例や法令	

	が改正される点については非常に前向きな気持ちで受け入れております。今回、11月1日に宣言された東京都パートナーシップ宣誓制度におきまして、町田市が同調しておらず強い失望を感じていたのですが、このように準備しておられましたことを知り、深く安堵いたしました。誠にありがとうございます。
6 6	統計によると、日本国内のLGBT層の割合8.9%。この割合は左利きの人やAB型の割合とほぼ同じというデータという実態から、どれだけLGBT層の人々が身近な存在であるかということが理解できます。このようなLGBT層の統計データからも生きやすい、暮らしやすい環境の整備は社会として自然なことではないでしょうか。セクシュアルマイノリティーについて正しく理解し、サポートすることが、町田市の「一人ひとりがその人らしく生きる」を基本施策としていることにまさに合致していると思います。特に条例において本制度を位置付けたことの意味は大きく、町田市の本気で取り組んでいこうとする意思が伝わります。世界に通じる自治体として、さらに飛躍することを期待します。
6 7	昨今、「LGBT」との表現から「LGBTQ+」と多様さを増しています。性的マイノリティに対する学校でのいじめ問題、病院での手術や入院にまつわる「家族」の認識、借家契約にまつわる差別など解決すべき問題は多々あります。この制度と条例が町田市民の生きづらさ解消の一助になることを期待しています。
6 8	制度制定だけでなく、条例制定をめざしていることにも賛同します。ぜひ議会で採択されることを望みます。
6 9	町田市で条例ができることに賛成です！
7 0	町田市は、2001年に「男女平等参画都市宣言」を行い、今まで、男女平等推進施策を進めてきましたが、男女平等の推進

	<p>を図るには、人権問題が重要です。「(仮称)町田市パートナーシップ宣誓制度及び(仮称)町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」はまさに人権問題です。町田市で未制定の現状は、制定した自治体に比べ遅れていて、「人権問題に積極的に取り組んでいない」と思われるても仕方がない状況ではないでしょうか?市議会での一日も早い議決を望みます。</p>
7 1	<p>条例に関して性自認や性的指向を理由として不利益が生じるべきではない。このような差別を防ぐために偏見を無くしていく必要があるとして第2条が書かれていると感じた。偏見は差別を生む一つの原因だと思う。しかし、たとえ偏見であるとしても一人の意見である。多様性を尊重するのであればその意見も一概に否定すべきではない。お互いの意見や権利を話し、衝突させる必要があると思う。最終的に相手を認めめる必要はない。重要なのはお互いが対等であることだ。数の大小で物の優劣が絶対的に決定されることはない。また発せられた言葉で不快に感じた人がいたらハラスメント行為になる。やはりこれは不利益が生じる。言葉の表現を変えればいいだけなのだろうか。私は言葉を自分の気持ちを伝えるための物であり表現方法により細かく伝えができるものだと思っている。性のあり方をだけでなく多くのことでも幅広く知識を蓄えることは大事だ。そしてその知識の使い方が人それぞれである。使い方が差別的にならないように注意する必要がある。条例の内容は一人ひとりが個性と能力を發揮できるようにという旨に即していると感じた。</p>
7 2	<p>まず、条例として議会で定めることを高く評価したいと思います。質疑を通して消極的な議員にも理解が深まることを期待します。</p>

7 3	<p>東京都のパートナーシップ宣誓制度発令とともに町田市もパートナーシップ宣誓制度策定に向け、当条例を制定する意向を固められたことに対して、大いに賛意を称します。是非とも、SOGIE(性的指向、性自認、性表現)の差別なくすべての市民が安心して暮らせる街づくりに着手していただきたい。条例制定の趣旨について、条例を制定することにより本制度を円滑に実施するためには、抽象的な努力目標ではなく、差別禁止法が必要です。性的マイノリティ当事者は、子ども時代から世間の偏見、学校での差別によるいじめ、青年期での雇用差別により自殺念慮が高く、精神疾患に罹患者の方も多いのが実情です。その負の連鎖を食い止めるためには、社会全般の啓発活動とともに差別禁止法を定めて市民の意識変革を促すことが重要だと考えます。また、市民、事業者、教育及び医療に携わる方々の協力が欠かせません。是非、町田市医師会とも連携して、性的マイノリティだけではなく全ての障碍者が安心して暮らしやすい街づくりを推進していただきたい。町田市民の8%強を占めると思われる性的マイノリティが安心して住める街づくりの為に、この動きが止まることのない様期待しております。</p>	<p>市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。なお、本条例第8条にて、性自認又は性的指向を理由とする差別的取扱いを禁止しています。</p>
7 4	<p>多様性の尊重は時代の流れであり、町田市が性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例の制定を行うことは大いに賛成である。今後はより具体的な形で、性の多様性を尊重する施策を策定することを期待したい。</p>	<p>市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。</p>
7 5	<p>町田市は、「男女平等推進条例」を制定していません。「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」は、行政が何をしなければならないかという指針(目標や施策)を表したプラン(計画)であって「法」ではありません。「条例」は、行政・企業・団</p>	

	<p>体・市民が何をすべきかを表し、議会承認された「法」。今回 町田市は、「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度」を導入するにあたり円滑に実施される為の「(仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」制定を予定。町田市行政の首長が変わっても「パートナーシップ制度」が維持される為のこの取り組み（制度と条例）を支持いたします。</p>	
76	<p>条例の1ページ条例制定の趣旨について限られた財源、職員数で様々な施策を実現して市民の最大の福祉を図るべき行政が、なぜ「性の多様性」に注力して条例制定するのか、政策の優先順位に疑問があります。いくらでも財源と職員を投入できるのであればよいですが、より生活に密着した具体的な困りごと(道路整備、緑地管理、空き家対策など)が山積みとなっている現状で今回の条例を制定することは、少数意見を政治運動化している特定の思想に阿つていて受け止めても仕方なく感じます。</p> <p>5ページ 第7条 全国的に性教育に関しては議論がされている途上にもかかわらず、町田市が性の多様性に関する理解を深める教育を促すことは、町田市の教育委員会の決定でしょうか？性教育の一義的な責任は家庭教育にあると考えます。多様性について理解を深めるには、過程として性教育を学校教育として推進することとなります。性の多様性に配慮した教育と、性の多様性を教育することは別だと思いますが、拡大解釈した動きがでることを懸念します。</p>	<p>性の多様性への理解促進は、市の基本構想・基本計画の「まちだ未来づくりビジョン2040」や、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に位置づけられており、さまざまな施策と関連する形で行う取り組みです。</p> <p>また、本条例第7条は、本条例における教育に携わる者の役割として、本条例の基本理念を理解いただくことに加え、性の多様性に配慮した教育を行っていただくことを期待して規定したものです。性教育のあり方等を規定したものではありません。</p>
77	<p>同性婚などが進み、そこに婚外子や複雑な環境で、複雑な事情で成長する子供たちは、犯罪に巻き込まれたり、自らも複雑な事情を抱えてしまうとヨーロッパ圏での問題が深刻になっていると聞きます。子供たちに対する影響が心配です。自分の性別に</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>違和感を感じ長い間悩んでいる方にとって非常に深刻な問題があると思いますが、それは、この制度でカバーできることではないのではないでしょうか？入り口は、平等とか、人権とか、かもしれません、人間の未来に関わるとても重い内容に思います。もう少し多角的に考え、条例の検討をしていただきたいと思います。</p>
78	<p>条例策定の趣旨にある性的マイノリティと言われる方への差別や偏見をなくし、一人ひとりの性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を目指すのであれば、東京都に右にならえで、本条例を制定する前に、まずは性的マイノリティと言われる方が居る事を、広く市民に認識してもらう手段が沢山あるのではないか。本条例によって宣言出来る事で、当事者達にとって課題である、広く世間に知られていない事や、ご家族等の身近な人の理解が、得られるとは思えません。子育て世代や、その周りに認識が無いために、トランスジェンダーの方の多くが、幼少期に性の違和感を家族にすら話せず、勇気を持って親に話しても、『男（女）の子らしくしなきやいけません』となり、家族の無理解のまま大人になっているのではないか。 東京都に寄り添う本条例制定では無く、東京都より、性的マイノリティの市民1人ひとりに寄り添う政策を考えて頂きたい。</p>
79	<p>この条例の制定に反対します。性的マイノリティの方の多くがこのような制度を切望しているようには思えません。私の知っている人も静かに見守ってほしいと言っておりました。正しく検討されることを願います。</p>
80	<p>私はこの条例の制定に強く反対します。勿論、LGBTなどと言われる性的少数者がいることや、その生き方を尊重しない訳でもないし、また彼等に対する差別を容認するものではありません。しかし、性の多様性</p>

	<p>を受容しようとする啓蒙や、またその権利を認めようとするパートナーシップ制度の導入が、どう考えても性的少数者当事者からの切実な要望からなされているものとは考えられません。むしろ偏った思想的背景を動機として政治的に利用されてこうした制度の導入が拙速になられているように見えてきます。その結果、全国において当該制度が導入された自治体でも、実際に制度が活用されて性的少数者の利益になっている事例は決して多くはないと言っています。却ってこうした運動が過ぎれば自分の意見を表明し、その自らの意志に基づいて行動することが阻害され、基本的人権が侵害される怖れもあるのではないかでしょうか。国内外のこの制度が導入されて生じている変化などをよく冷静に分析・検証し、十分な議論を尽くし、広く市民の生の声を聴いた上で、この制度の導入の是非を判断して欲しいと考えます。</p>
8 1	限られた一時的な内容よりも、将来的に考えなければならないものが、もっとあります。思いやりと、手助けで、充分補えると思ないので、条例化には賛成できません。

II (仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例（素案） 2 条例の名称及び条文

No.	ご意見の概要	市の考え方
8 2	条例の名称及び条文の解説に「本条例を制定することにより、一人ひとりが、それぞれに性自認と性的指向をもっていることを理解し、お互いを認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を形成していくことを表しています」とあるが、マスコミ等で性的少数者が社会生活で困難を抱えていると盛んに宣伝されているが、あまり納得がいかない。性同一性障害の人には特例法もつくられているし、就職や職場での問題なども、	社会における性の多様性への理解は進んでいる一方、当事者からは性自認及び性的指向に関する生きづらさがあるとの声をうかがっています。 市は、本条例を通じて、こうした生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。

	<p>いくらでも人権救済の方法はあるだろう。そもそも、私の身近でも、同性愛者だから、性同一性障害だからといって、差別したり、排除したりするような雰囲気はない。多くの調査結果も、そもそも人数が少ないうえに、主観的な感想を聞いているだけで、具体的にどこの会社で、どんな差別があったのか、既存の法律では救済できない内容なのか、等の客観的事実が見えてこない。性的少数者でなくとも、日常的に誰でも困りごとは抱えているもの。身近な人の助けや既存の制度をしっかりと活用するのが先だろう。条例や基本計画を立てるほどのモノなのか。制度導入に対して反対である。</p>	
8 3	<p>賛成する。条文において、問題はないと思われる。現在の法において、婚姻を結ぶことができない人たちにとっては、婚姻関係でないと得られない権利(病院、相続、住居、保険)が得られる機会となる。そのため、当事者にとって良い機会となると同時に、町田市の今後多様性を認めていくという姿勢を表せると思う。</p>	<p>市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。</p>
8 4	<p>非常に貴重な制度が町田市でも準備が進められていることに、町田市民としてとてもうれしいです。P. 2 基本理念第2条 P. 5 権利侵害の禁止第8条において、医療・福祉における性の多様性にもぜひ、言及して頂きたいです。医療においては、町田市民病院でも診療が行われているHIV/エイズを始め、セクシュアルマイノリティが医療機関で受診することは町田市でも少なくありません。未だに患者の背景にある性の多様性の準備が遅れているため、医療機関に足が向かない人たちもいます。また新型コロナウイルス感染症でも、同居する同性パートナーとの関係性を、保健所、医療機関、あるいは救急隊員に苦しい症状の中でいちいち説明をしなければならない、というケースもみられました。さらに、同性パ</p>	<p>現状を解決していくことができるよう、性の多様性に関する理解促進に向けた啓発等に取り組んでまいります。</p>

	ートナーの終末期に看取ことができないというケースも未だにあります。ぜひ、改めてご検討、言及をお願いしたいと考えます。	
8 5	第2条の規定にある性の多様性がいろいろあるという趣旨はよい。	本条例の制定に当たっては、市は、当事者等へのヒアリングや本市民意見募集によりいただいたご意見を踏まえ、条例案を策定いたしました。 引き続き、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。
8 6	第2条の基本理念に「～偏見及び差別がなく」と差別をなくすことがきちんとされたことも素晴らしい。構造的な差別があるにもかかわらず、「私は差別なんかしていない、一部の人間がさわいでいるだけ」的なことを言うマジョリティ側の人間があまりにも多いので・・・。	
8 7	第3条の定義に性自認・性的指向があるのはよいが、性表現を加えて欲しい。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、「性表現」を含め、性の多様性への理解を促進するため、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
8 8	生物学的性や性自認と性表現が異なっている方はおり、それもまたいじめやハラスメントに繋がるものではあるので、今回「性表現」の表記は見送ったとしても、実際はその方々も多様性の一つとしてカバーできるような取り組みをされていかれることを期待しています。	
8 9	第6条について、事業者への具体的な罰則規定、差別禁止の具体的な流布方法、たとえば商工会議所でのセミナーやチラシへの封入とかの計画はあるか？	性の多様性については、正しい知識の習得や、理解することが大切だと考えております。 事業者への周知、啓発方法については、あらゆる手段を検討し、情報発信を行つてまいります。
9 0	第6条 事業者の役割について就活、雇用時における差別が生じないよう、事業者向けの研修を図り、多様な従業員の働きやすい職場環境づくりを目指していただきたい。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進するため、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
9 1	本条文の第1条（目的）、第2条（基本理念）が生きる町田市にする為に、第4条（市の責務）と第5条（市民の役割）、第6条（事業者の役割）、第7条（教育に携わる者の役割）が明記されています。第1条・2条の達成には、とりわけ市の責務（第4条）が重要であり、取り組みを、市	

	民や事業者、教育者任せにするのではなく、市の責任として、積極的な働きかけが必要です。そのためには、適切・十分な予算もつけての取り組みが重要と思われます。	
9 2	第7条 教育に携わる者の役割について、現在全国的に幼少時の性別違和のお子さんを持つ親御さんからの相談が倍増しております。それは、小学校及び中学校の対応が学校ごとに違い親御さんは戸惑いを隠せないからです。是非、市内各小学校への教員研修及びPTA研修を開始し、性別違和児童が安心して通学できる環境を整えていただきたい。同時に学校内に居心地の良さを感じにくい性的マイノリティの子どもの為に、居場所づくりを推進して下さい。その為にも支援団体への協力体制があればと願います。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
9 3	第7条（教育に携わる者の役割）に関しては、教育への予算をしっかりとつけて、教員への研修を徹底していただきたい。	
9 4	町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例（素案）に関して、5Pの教育に携わる者の役割の文ですが、教育の場では「配慮」という言葉は「気を付ける」ことと認識しておりますため、できれば「配慮」ではなく「尊重」に変更していただけたらありがとうございます。 例：性の多様性（を尊重した）教育を行うよう努めるものとする。教育者が性の多様性を意識して気を付けるのではなく、以前と同じように、子ども一人ひとりを尊重すること。より前向きな文面になるかなと思いました。教育の場では、保護者を含めた幼保小中高大で子どもと関わる大人の理解促進が特に必要だと感じています。	
9 5	条例に記載された「市民の役割」「事業者の役割」「教育に携わる者の役割」「広報啓発活動」中の「～努めるものとする。」という文言について、今後の「行政からの	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、広報啓発活動を含め、引き続きさまざまな施策に取り組ん

	<p>指導」をどのようにお考えですか。「事業者の役割」「教育に携わる者の役割」では、広報による啓発活動以上の具体的な努力目標を示唆するなど積極的な行政の取り組みを期待したいです。社会の中で「性の多様性」の理解を深めて行く為には、職場・教育現場での日々の認識は重要な要素だと考えます。また、「広報啓発活動」記載文言を「～必要な広報啓発活動を実施するものとする。」と市の役割をしつかり記述することは、広報活動への適切な予算計画の根拠となると考えます。</p>	でまいります。
9 6	第8条に差別禁止規定があるが、もっと明確に厳しく罰則規定ももうけてほしい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
9 7	LGBTQ+の子ども達、親たちへの情報提供や、配慮、差別禁止をしてほしい。	
9 8	第8条 権利侵害の禁止について公共施設のトイレ空間をLGBTQ及び障がい者配慮のある空間に整備して下さい。それが、マジョリティとマイノリティの軋轢を防ぐための重要課題です。	
9 9	第9条 広報啓発活動について市民に対しては、学習会+交流会のスタイルで支援団体と協力しながら継続的に啓発を進めて下さい。行政企画の講演の参加人数が少ないのは、広報活動の弱さゆえかと思います。各公共施設にチラシを置く、SNSの活用等更なる工夫を求めます。事業者に対しては、商工会議所を通じて広報をお願いします。また、保健所や医療関係施設にも、LGBTQに関するポスターを貼る、リーフレットを置くなどにより、市民への意識変容を促すような試みをしていただきたい。	多様なニーズに即した情報発信ができるよう努めてまいります。
1 0 0	町田市パートナーシップ宣誓制度（素案）に対し賛同いたします。町田市が住み良い町になることを期待します。それにはパートナーシップ宣誓をした方々が町田市で住み良く生活できる事だと思います。従つて、この制度を成功させる大切なポイント	

	は「(仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」にもある通り、《第9条の啓発活動》が特に大切だと思います。ある一定以上の年齢になると中々自分の感情を変えるのは難しくなると感じているので、特に小学校、中学校での若い人たちの啓蒙が大切と思います。「第5条～第7条」で規定するだけでなく、どのように啓蒙していくかを具体的に議論して頂き、市民に対し市議会報告書等の中ではっきりと市民に報告、周知される事が重要と感じます。	
101	第9条で広報啓発活動が明記されているので、積極的に取り組んでいただきたい。その為には、予算的措置の中に含まれるが、担当部署の人員が不足しては、「絵に描いた餅」になるので、市長に特に「必要かつ十分な人員」の配置を要望します。とりわけ広報のみならず、証明書発行等の業務も男女平等推進センターが行う予定のことであれば、なおさらです、重ねて要望します。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
102	制定後、広報啓蒙活動で具体策はありますか?そもそもこの条例の可視化がまったくない気がします。商工会議所、PTAへの情報共有が必須です。	あらゆる手段を検討し、広く情報発信を行ってまいります。
103	第10条 パートナーシップ適用範囲の拡大について、他自治体の例を参考に次の点を加味してほしい。①ファミリーシップ(同性パートナーの子も家族として迎え入れる)、②いちいち毎年子どもや縁故者との関係を確認したりしないこと。子育てに悪影響、③成人に達した子どももファミリーシップに入れられるようにする、④住民票に「縁故者」としての記載を、⑤通称名での登録を可能に。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
104	第10条 パートナーシップ宣誓制度について性的マイノリティのカップルにとって、ようやく未来に希望を持てるようになります。嬉しい限りです。これに留まら	

	ず、拡充に向けて、ファミリーシップ制度策定へと進んでいただき、子育てをしているマイノリティカップルの負担を軽減して下さい。	
105	第10条（パートナーシップ宣誓制度）について、「1枚の住民票に「縁故者」として記載できる。」という規定を入れていただきたい。これにより、単なるルームメイトではなく、「パートナー」であることが明示されると思います。	
106	前回のパブコメでは反対意見の中に「悪用される」「子どもが影響される」などコメントがありましたが、法的保障がない中でどのように悪用するのか知りたいです。この条例があることで、子どもたちは自分の気持ちを抑制せず、ありのままに、その子らしく生きることができます。やはり市民の根本的な理解が足りないと感じました。市民に向けた勉強会（理解促進）などを早急に行っていただきたいです。	市民向け講座を含むあらゆる手段を検討し、広く情報発信を行ってまいります。
107	本制度（素案）、本条例（素案）とともに、用語の説明や、目指すべき方向性、理念の説明が簡明に書かれており、とても分かり易かったです。ただ、一点、条例（素案）第10条2項に「公序良俗に反しない限りにおいて」という文言があることに違和感を感じました。他の自治体のパートナーシップ制度でも使用されている言葉で、宣誓の要件⑤（近親者でないこと）に関係するものようですが、多様性を認めていくための条例の中に、常識や倫理感を表すような文言が使われていることに素朴な疑問を感じます。	いただいたご意見を参考に、条例案の文言を修正しました。
108	宣誓制度や条例を施行することで、性的マイノリティの当事者が少しでも生きやすくなるため賛成です。この宣誓制度があることで、町田市内で住居や病院、治療、サービスなどで差別されずに「家族」として対応できるようになります。しかし残念ながら法的保障はなにもありません。P. 6 の	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。

	(パートナーシップ宣誓制度) 4市、市民、事業者及び教育に携わる者は、その活動の中で、パートナーシップ宣誓証明を最大限配慮しなければならない。この文言があることで町田市が性的マイノリティも含めて、多様な人が住みやすい都市になると願っております。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。
--	---

III その他

No.	ご意見の概要	市の考え方
109	ベースとして問題ないと思います。性の多様化への意識向上への大きな後押しとなることを期待します。それが企業や行政で様々な具体的な運用メリットにつながるものと想像します。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。
110	ジェンダレス制服への対応をしてほしい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
111	差別禁止、トランスジェンダーへの配慮のため、住民票、マイナンバーカードに通称名の使用をできるようにしてほしい。	
112	差別禁止、トランスジェンダーへの配慮のため、市役所1Fのトイレに虹色マークを設置（だれでもトイレがない）してほしい。	
113	第5次計画の策定でおわることなく市町村レベルでできる次の施策をかんがえてほしい。①差別禁止条例、②ファミリーシップ条例、③男女別姓に関する運動、④性別変更に関する手術要件の撤廃、⑤LGBTだけでおわるのは古い、他市を参考に LGBTQ+ 全体を可視化してほしい。そもそも LGBT 以外の方もいます。	
114	ユース層への配慮のための、同性愛、トランスジェンダーの子ども達へのサルベージ作戦の具体策、それが可能な団体への支援等がない。実際に町田市でも発展場等で子どもが危険な目にあってると聞きます。	若年層への普及啓発は大きな課題であると認識しています。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
115	差別禁止、トランスジェンダーへの配慮のため、SOGI ハラ禁止を、明確にうたって	あらゆる手段を検討し、広く情報発信を行ってまいります。

	ほしい。	なお、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」にて、「ハラスメントやその他暴力への対策」に取り組むことを明記しています。
116	パートナーシップで終わることなく、縁故者の採用、ファミリーシップ、差別禁止条例、トランスジェンダーへの配慮（保険証以外の通称名拡大）、ユース層への教育、サルベージ（学校、PTAへの啓蒙）がどうしても必須です。止まることなく進めて下さい。自分のことなので一緒にやっていきましょう。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
117	LGBTQ+の基礎知識動画をセンター職員、市役所職員、市議員に広めて下さい。ちなみに異性装をして性的興奮をする人を、オートガイネフィアといい、広義のトランスジェンダーに含まれますが、狭義にはふくまれません。人に迷惑かけなければ自由ですが、それが外に向くと犯罪です。	市では、毎年職員を対象に性の多様性に関する研修を行っています。 性の多様性への理解を促進するため、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
118	知人にLの方がおり、いろいろ話を聞いていますが、生きづらさを感じることが多くあり、気の毒に思うことがあります。町田市には革新的な方向に進めていくことを願っております。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。
119	素案に対して全面的に支持します。	
120	性的マイノリティの中にも「男としての役割、女としての役割、性別格差」などが存在します。「女」「男」「第3の性」を踏まえて「性別に関係なく、平等の機会が与えられる社会の構築」には、まだまだ「女性の権利と地位の向上」が最重要課題と考え、「町田市男女平等推進条例」を切望いたします。また、女性に対する暴力（DVやレイプなど）について、民間ボランティア団体と協働しやすく、被害者市民が前向きに対応しやすい「町田市ワンストップ支援センター」の実現を期待しています。町田市構成員の中の少数派ではありますが、長い人生の憂いに行政の手助けは不可欠で	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

	あるのではないですか。	
121	LGBT という表記についてですが、様々なご意見があるとは思いますが行政が使用する言葉が変化すると混乱を呼ぶことに繋がるため、案にある通り「LGBT 等」もしくは対内向けのものは「LGBT」で良いと思います。	使用する用語等の表現については、定義、名称の変化が見込まれることから、場面や時期を見て工夫してまいります。
122	「LGBT 等」の箇所を「LGBTQ 等」にしてほしい。（現在、当事者コミュニティーの間では「LGBT」より「LGBTQ」という表記の方が使われている実感がある。また、「Q」を加えるということは既存のカテゴリーに当てはまらない、あるいは当てはまり切れない人を包括するような印象があり、逆に「Q」を加えないと分かりやすいカテゴリーの人しか見えていないような印象を受ける。よって「LGBTQ 等」の方が当事者や知識のある人が読んだ際にネガティブな印象を与えるにくいと思われる。）	
123	条例、制度共に素晴らしい内容で感服いたします。ここまで細部まで考えてください、ありがとうございます。幼い頃から町田で暮らしている者として、自分の住んでいる地域が性の多様性に無関心でないということが分かるだけで日々の安心感が大きく変わると実感しています。是非、これらを実現していただき、普段の生活の中でも感じられるよう具体的な実施をしていただきたいと思います。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
124	相談しづらいという声も聞くので、その点の工夫が必要だと思いました。	あらゆる手段を検討し、広く情報発信を行ってまいります。 なお、市では「性自認及び性的指向に関する相談」を実施しています。引き続き、多くの方に目に留まるよう周知を図ってまいります。
125	いまだ根強く残存する家父長的な男性中心社会を脱却するために、異性カップルの結婚という制度を中心とした現状の仕組み自体を根本から考え直し、社会保障制度を世帯単位ではなく個人単位で行うなど、本当	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人权が尊重される社会をめざします。

	の男女平等、多様性を重んじた社会を目指していただきたいです。	
126	高齢のセクシュアルマイノリティにとって、福祉の施設やサービスを受ける際に、性の多様性が前提とされていないことで苦しむ人達もいます。改めてご検討、言及をお願いしたいと考えます。	
127	今後より柔軟に対応していくように、当事者の声を取りいれる会を定期的に実施するといい。時が流れるとともに、必要なものも変わっていく為、より声をキャッチし、多様な生き方を実現していくためにも必要なことだと考えた。	引き続き、当事者等へのヒアリングを行ってまいります。
128	性的マイノリティを報道やフィクションの世界のもので、自身のまわりには居ないと想い生活してきましたが、公表せず生きづらさを感じている人に気付いていないだけだとわかりました。赤の黒のランドセルのみの時代を生きてきたので、生物学上の性別に対しての思い込みの発言をしない、性自認が異なる人に対しておどろいたりしないよう、根本から認識をかえねばならないと思いました。子ども達にはそのような根本ができてしまわないよう、周りの大人が気を付けていかねばなりません。	教育の場は、一人ひとりの性の多様性への理解や価値観等の形成に大きな影響を与えると考えており、本条例第7条にて教育に携わる者の役割を規定しています。市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
129	公立の学校で女子のスカート、パンツを選択することができるようになっているところも多くなっているが、やはり普及は少ないよう感じられる。ならば体育着などをユニセックスなデザインにして、制服でも体育着でも自由に登校することができる校則の変更などしてはいかがか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
130	町田市として「LGBT」パートナーシップ宣言をアピールする手段として、戸籍上の婚姻は難しいがブライダル業者との協賛で結婚式を挙げてはいかがか。	
131	ファッションショーの企画（芸能人でLGBTを公言しているタレントを招待してなど）をしてはいかがか。	
132	世帯での「続柄」を町田市では同居人では	

	なく「パートナー」とすることができるようにしてはいかがか。	
133	「人と違う」という感覚に苦しんできた性的マイノリティの人々を偏見やいじめから守るという点では幼児期からの教育が必要なのではないでしょうか。	教育の場は、一人ひとりの性の多様性への理解や価値観等の形成に大きな影響を与えると考えており、本条例第7条にて教育に携わる者の役割を規定しています。
134	男性と女性が結婚し、子どもが生まれ、未来に命がつながる本来のあり方が破壊される不安があります。	本制度は、婚姻制度とは別のものとして構築しています。
135	私は対策となるような方々をお見受けするのは稀です。(気づいていないのかも知れませんが) 制度の主旨、条例等については、時代の変化もあり必要なことを感じております。また余り細かいレベル迄明記すると運用でもめてしまうと思いますので「小さく生んで大きく育てる」で、基本レベルでスタートすればよく、あとは始めてみて出てきた課題をひとつずつ明示(クリア)すればよいと思います。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
136	「広報」や「理解の学び」が重要だと思いますが、興味のうすい人に対する理解促進には工夫が必要だと思います。講演会やインターネット、文書配布は重要なツールですが、これらはそこへ一歩踏み入れていれるアクションがないと理解が進まず、他の広報ツールがあればと考えます。	普及啓発は大きな課題であると認識しています。 年齢層に応じた広報媒体を使用する等、広く情報発信ができるよう努めてまいります。
137	公共の施設にあるトイレの男女マークをなくして通称「だれでもトイレ」のように障害の有無や性別を問わずだれもが気にせず使えるトイレにするのはいかがか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
138	学校での水泳の授業での水着をジェンダーレスなものにする、他にも制服など名札などの色を共通にするのはいかがか。	
139	LGBTQという「モノ」を誰もが知るように学校でガイダンスするのも大切だと思う。各学校に1人ずつカウンセリング出来る人を設置するのはいかがか。	教育の場は、一人ひとりの性の多様性への理解や価値観等の形成に大きな影響を与えると考えており、本条例第7条にて教育に携わる者の役割を規定しています。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
140	一度きりの人生なんだから自分なりに思う	市は「一人ひとりがその人らしく生きる

	<p>ように楽しく生けるのが大事。自分が楽しい、幸せだと思う道を進めることがいいと思う。</p>	<p>まちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。</p>
141	<p>他人と違ったことをしていて、受け入れられない経験を自分は何回もしてきた。性的マイノリティの方々は特に周囲に理解されないことの孤独感はものすごく感じると考える。だからといって、差別偏見に繋がってしまう世の中になっていることは、とても悔しい反面、町田市が声を上げて「意見を求める」活動は、自分以外の考えがあるのでとても興味深い。それこそ、人それぞれで意見や思っていることの違いの証明になると思う。多様性という言葉があるように、町田市が「町田市性の多様性尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」を作ってくださることにより、多くの方の理解と、自分の考え方以外にも多くの意見がある。自分が思っている普通が当たり前と思わないでほしいと陰ながら祈っています。</p>	
142	<p>今回の制度にあたって、まずはLGBTQについてもっと地域の人が理解をすることが必要だと思います。私たち人間は自分の理解をしえないものを異物と見なして攻撃をすると聞いたことがあります。この攻撃とはいじめや偏見などにあたります。これが起きないようにするためにには幼い頃からいろんな考えを持った人がいるということを知る必要があると思います。小さい頃からそういうことを学んでいればそれがあたり前の生活となるのでいじめや偏見などに繋がりにくくなると考えます。幼稚園や保育園では男女カップルだけでなく男の子が男の子を好きになる、女の子が女の子を好きになる場合もあるということを教える場をもうけてもらって、小学校では教えるだけなくこういう話をきいて自分はどう思ったか文字に起こしたり、グループで発表する場をもうけることでより理解を深めること</p>	<p>教育の場は、一人ひとりの性の多様性への理解や価値観等の形成に大きな影響を与えると考えており、本条例第7条にて教育に携わる者の役割を規定しています。市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。</p>

	<p>ができると思います。このようなことをすることで友達にそういう子がいても変だとは思わないし、自分が同性の子を好きになったり、心と見た目が違ったりしていても自分はおかしい人だと思わなくなると思います。今のLGBTQに関することは学校の授業でさらっと流されるだけで正直やってる意味があるのかとても疑問に思っていました。私は誰が誰を好きになろうとその人が男だろうが女だろうが本人が幸せでいればよいと思っていて周りがとやかく口出しする空気が嫌いだからこのような取組みが広がっていることを知ってとても嬉しく思います。</p>	
143	<p>「性同一性障害」という名前ではなく「性別不合」という名前に変わったことも広める必要があると思います。私も今回初めて知りました。この意見書を書くにあたってなぜこの名前になったのか調べようしたら呼称の変更があったことに気がつきました。名前に「障害」とつけると病気というレッテルを張られているようで本人も言いづらいと思うし、周囲もあまり良くない目で見がちになるから名前に「障害」をつけない方がよいと思い名前の由来を調べようと思ったところ呼称の変更について知りました。私は、近い将来「性別不合」という名前もなくした方がいいと思っています。名前をつけて区別する必要があるのかわからないからです。個性の一つとして受け入れられる環境が一番良いと思います。</p>	<p>使用する用語等の表現については、定義、名称の変化が見込まれることから、場面や時期を見て工夫してまいります。</p>
144	<p>文字や言葉にするのは簡単です。実行し実現することは困難です。しかし、この環境を変えるようとする人がいればいるほど少しずつではありますが変わっていくと思っています。ささいなことでも取り組むことが大切だと思います。</p>	<p>市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。</p>
145	<p>私がLGBTについて思うことは大きく分けて2つある。1つは、一年ほど前からLGBTをよく聞くようになったということ</p>	<p>教育の場は、一人ひとりの性の多様性への理解や価値観等の形成に大きな影響を与えると考えており、本条例第7条にて教育</p>

	<p>で、2つ目は、LGBTに対して差別的取扱いをする人はごく少数であるということだ。一年ほど前からLGBTの話題をよく聞くようになり、芸能人の性的指向の公表や、夫や妻ではなく、パートナーと書面で表すなど、性の多様性に対する理解はより深まっている。このことは、世間からの関心が高まっているといえる。次に、LGBTに対して差別的取扱いをする人はごく少数であり、大きくメディアなどでLGBTについて取扱う必要はもうないとも考える。現在では性の多様性については十分理解されており、とくにその変化は教育を受ける学生などに顕著であり、性差別をする者は少なく、むしろこの芸能人はレズビアンである。ゲイであるなどととりあげる方が、「この人は性異常者だ」という誤った認識をする人が増えてしまうと思うのだ。また、最近ではアニメや漫画、ゲームなどでもLGBTのキャラクターが登場することが増えてきている。同性愛者の恋愛が主なアニメや漫画もあり、そこでは当たり前のように同性で恋人になっている。同性愛者の恋愛を専門としたコーナーが本屋に行くとあり、いわゆる百合、BLと呼ばれるものは、熱心な読者が数多くいる人気のジャンルである。私も女性同士の恋愛である百合が好きで、私の友人でも好きな人が多いことからも、LGBTに対して差別的な扱いをする人は少ないことがわかる。この2つのことから私は、LGBTに対しての理解は深まっており、パートナーシップ宣誓証明書は婚姻届と同じくらい世に今すぐにでも広めて問題ないと考える。さらには、学生のうちに性の多様性についてはしっかりと教育をし、メディアなどではLGBTを大きく取扱わないことも重要である。</p>
146	<p>LGBTという言葉の枠に嵌まらないでほしいというものがあります。私はLGBT以外のセクシュアルマイノリティの方も視野に</p>

	入れた考え方方が重要だと思います。私の知る限りでもアプロセクシュアル、ノンセクシャル、リスロマンティック等があります。しかしそまだ知らないセクシュアリティの方が多いはずです。LGBT ガイドラインの配布等取り組みが前向きで町田市の積極性を感じました。加えて LGBT 以外の性的マイノリティの更なる理解や取り組みを期待したいです。どうか性的マイノリティの方々がこれ以上普通でないと自分を責めたりすることがないように。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、引き続きさまざまな施策に取り組んでまいります。
147	2022年9月28日開催 町田市男女平等参画協議会資料(資料5)に「本制度は困りごとを抱えている当事者の方に寄り添う制度であるとともに、性の多様性についての理解促進への取組として位置付けています。」とあります。世の中には動物、死体、幼児等を対象とするような様々な性的指向はございますが、なぜ行政が税金を使ってそんなものへの理解を促進するのでしょうか。LGBT は OK で後者は NG となるのでしょうか、行政がどういう権限を持ってその線引きを行うのでしょうか。ご確認お願いいたします。	市は「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、性の多様性への理解を促進することを通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。
148	反対です。本当に、ごくごく少数派の人の意見に流されているように思えます。もちろん海外では、もっと進んでいますが平等にし過ぎで問題も起きているのも聞きます。日本と海外では違うので何でも海外に合わせなくとも良いと思います。普通にしている人が逆に被害を被らないようにして頂きたいです。	社会における性の多様性への理解は進んでいる一方、当事者からは性自認及び性的指向に関する生きづらさがあるとの声をうかがっています。 市は、本条例及び本制度を通じて、そうした生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。